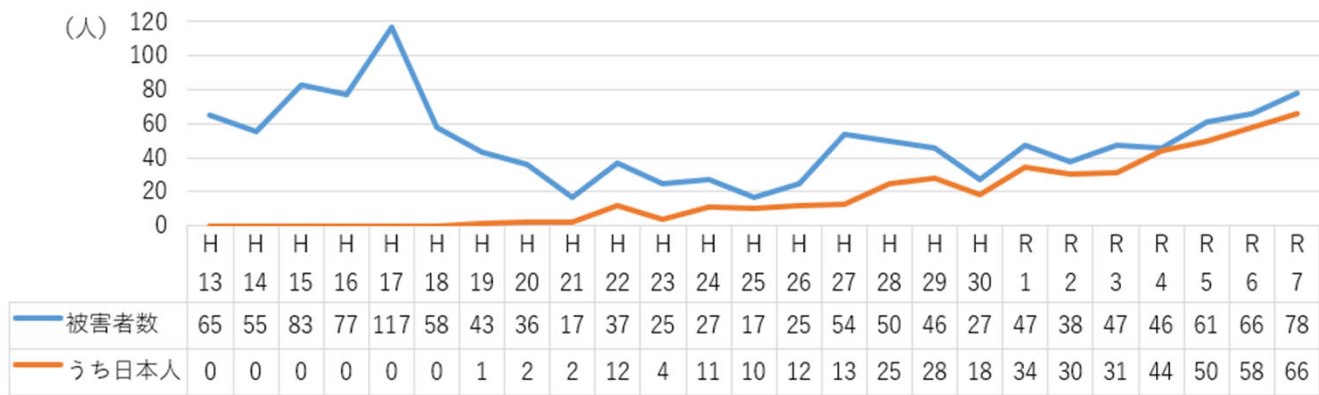
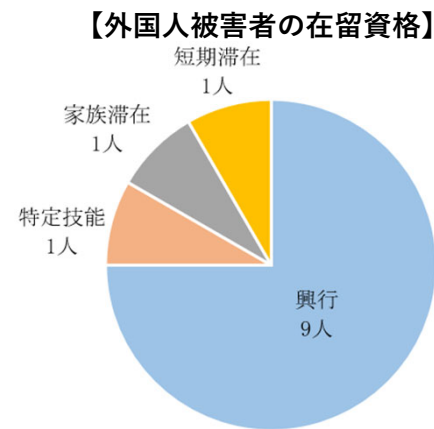
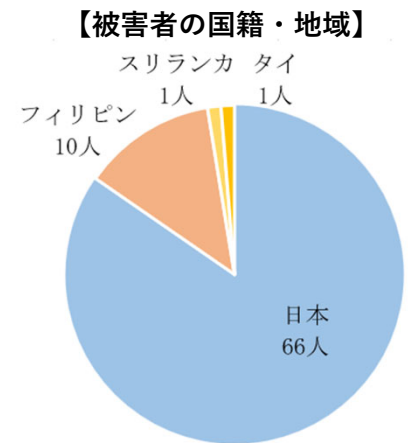


1 人身取引の実態把握の徹底

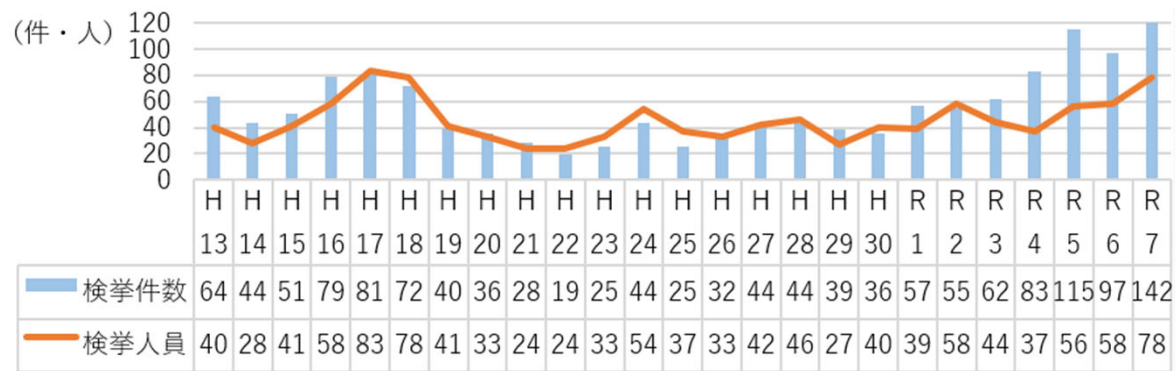
(1) 人身取引被害者の状況



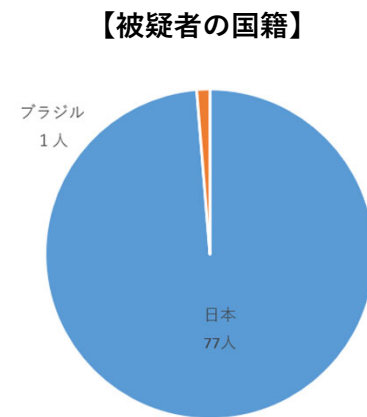
- 令和7年中、78人を保護（前年比+12人）
- 性別：男性9人、女性69人
- 国籍：日本人66人、外国人12人
- 年齢：児童（18歳未満）が53人



(2) 人身取引被疑者の状況



- 令和7年中、142件（同+45件）、78人（同+20人）を検挙
- 性別：男性73人、女性5人
- 国籍：日本人77人、外国人1人
- 62人を起訴（有罪確定47人、公判係属中13人、2人は家庭裁判所送致とされた者）



2 人身取引の防止

- 令和9年4月に運用開始が予定されている育成就労制度に関して、監理支援機関の許可要件や外国人が送出機関に支払う費用の上限を定める関係省令を令和7年9月に公布。制度の運用開始に向けて、運用の検討や送出機関との二国間取決め作成に係る協議等を推進。
- 技能実習生の送出国との二国間取決め（令和7年には新たにフィジーとも取決めを作成し合計17か国と作成）に基づく不適正な送出機関に関する通報を推進。
- 風俗営業者を始めとした雇用主や技能実習実施者等に対する広報啓発活動を推進。

3 人身取引被害者の認知の推進

- コンパクトで、分かりやすいデザインを採用するなどした、警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼び掛ける10か国語版のリーフレットを作成、配布しているほか、SNSの広告配信を活用した広報を実施。
- 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、都道府県労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤル、110番通報について、多言語で対応するなど相談・通報しやすい環境の整備を推進。

4 人身取引の撲滅

- 「人身取引取締りマニュアル」も活用しながら、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、人身取引事犯やその関連事犯の取締りを推進。
- 児童の性的搾取に対する厳正な対応を推進。
- 令和7年6月に施行された悪質ホストクラブ等に対する罰則強化を内容とする改正風営法の厳格な運用等を推進。
- 外国人技能実習機構による実地検査や同機構と出入国在留管理機関、労働基準監督機関等と連携した合同調査等を実施し、技能実習法等の違反に対する厳正な対応を推進。
- 令和8年8月にカナダとの刑事共助条約が発効するなど、国際捜査共助の充実化を推進。

5 人身取引被害者の保護・支援

- 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、その希望等を踏まえ、在留資格の変更等を実施。
- 女性相談支援センターでは、国籍・年齢を問わず被害女性を一時保護し、衣食住の提供、通訳支援、医療支援等を実施。
- 交付金により「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の運営の安定化・支援の質の向上を図っているほか、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の周知を推進。
- 外務省では、外国人の保護・支援を行う国際移住機関（IOM）を通じて、外国人被害者の帰国支援、社会復帰支援等を実施。
- 悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制等を強化。
- 日本司法支援センター（法テラス）では、令和8年1月から犯罪被害者等支援弁護士制度の運用を開始し、弁護士による包括的・継続的な援助を実施。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 東南アジア、アフリカ等の諸国に向けて、JICAや国際機関を通じて人身取引への対処能力強化のための研修や支援を実施するとともに、人身取引に関連する国際会議に参加し、各国と議論・情報共有を実施。
- 需要者向け及び被害者向けポスター、リーフレットを作成・配布するなどして、広報啓発活動を推進。
- 技能実習制度について二国間取決めに基づく協議等を通じて送出国に対してその適正化を働き掛けているほか、JICAにおいて、ベトナムにおける海外就労希望者の不法・不要な手数料負担の軽減等を図るため、現地当局とともに、令和7年7月より、スマホ等での求人情報等への直接のアクセス・閲覧を可能とする求人情報の新システム稼働を開始。
- 東南アジアを中心とする海外で特殊詐欺事件に加担させられ、現地警察に拘束される事案の発生やこうした事案に係るいわゆる闇バイトに応募しないようにすることについて、ホームページ上で注意喚起を実施。
- 関係機関とNGOとの間で意見交換・情報提供を実施。